

新（平成21年10月5日農林水産省告示第1406号）				旧			
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>				<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			
用語		定義		用語		定義	
ウスターソース類		次に掲げるものであつて、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。 1 野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレー又はこれらを濃縮したものに砂糖類（砂糖、糖みつ及び糖類をいう。以下同じ。）、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの 2 (略)		ウスターソース類		次に掲げるものであつて、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。 1 野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレー又はこれらを濃縮したものに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの 2 1にでん粉、調味料等を加えて調製したもの	
(略)		(略)		(略)		(略)	
（ウスターソースの規格）				（ウスターソースの規格）			
第3条 ウスターソースの規格は、次のとおりとする。				第3条 ウスターソースの規格は、次のとおりとする。			
区分		基準		区分		基準	
		特	級	標			準
(略)		(略)		(略)		(略)	
原 材 料	(略)	(略)		(略)		(略)	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1・2 (略) 3 増粘剤 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、キサンタンガム、グァーガム、酸化デンプン、タマリンドシードガム、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン及びリン酸架橋デンプン</u> 4～6 (略) [削る。]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～3 (略) 4 酸味料 アジピン酸、クエン酸、コハク酸、酢酸ナトリウム、DL-酒石酸、L-酒石酸、乳酸、氷酢酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち5種以下 5・6 (略) [削る。] <u>7・8 (略)</u> [削る。]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1・2 (略) 3 増粘剤 キサンタンガム、グァーガム及び <u>びタマリンドシードガム</u> 4 酸味料 アジピン酸、クエン酸、コハク酸、酢酸ナトリウム、DL-酒石酸、L-酒石酸、乳酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち5種以下 5・6 (略) <u>7 D-ソルビトール</u> <u>8・9 (略)</u> <u>10 加工でん粉（特級の基準と同じ。）</u>			
		4～6 (略)		4～6 (略)		7 加工でん粉	

(略)	(略)

	アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン
(略)	(略)

(測定方法)

(測定方法)

第5条 前2条の規格における無塩可溶性固形分及び食塩分の測定方法は、次のとおりとする。

第5条 前2条の規格における無塩可溶性固形分及び食塩分の測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法
無 塩 可 溶 性 固 形 分	<p>1 可溶性固形分の測定  <u>試料及び糖用屈折計を20℃に保った時の糖用屈折計の示度を読み取り、その値をパーセントで表す。</u></p> <p>2 食塩分の測定  <u>電位差滴定法又はモール法により測定する。</u></p> <p>(1) 測定の手順  <u>ア 電位差滴定法</u>  100～200ml容ビーカーに試料0.4gを0.1mgの桁まで量りとり、電極が浸る高さまで水を加えた後、硝酸(1+1)(水に等容量の硝酸を加えたもの)1ml及び1%ツィーン20溶液(ツィーン20を1g量りとり、メスシリンダーで水100mlを加えて混合したもの)1mlを加え、これを電位差滴定装置に装着する。かき混ぜながら0.1mol/L硝酸銀溶液で滴定し、滴定装置の操作に従い終点を検出する。空試験については、試料の代わりに水を用いて同様に滴定する。この場合において、空試験において、終点が検出されないとき又は滴定に要した硝酸銀溶液の体積が0.01ml未満のときは、その滴定値は0mlとする。</p> <p><u>イ モール法</u>  50ml容全量フラスコに試料2gを1mgの桁まで量りとり、水を加えて定容とした後、定性分析用ろ紙を用いてろ過する。ろ液10mlを</p>

事 項	測 定 方 法
無 塩 可 溶 性 固 形 分	<p>(1) <u>20℃において、糖用屈折計の示度を読みとり、その値を%で表わす。</u></p> <p>(2) <u>試料5gをはかり取り、水を加えて250mlとした後、ろ過し、そのろ液10mlを取り、中和した後、2%クロム酸カリウム液を指示薬として0.1mol/L硝酸銀液で滴定し、食塩の重量を求め、その試料全量に対する百分比を食塩分とする。</u></p> <p>(3) <u>(1)で得た値から(2)で得た値を差し引いて得た値を無塩可溶性固形分とする。</u></p>

全量ピペットを用いて磁製蒸発皿又は三角フラスコにとり、0.05mol/L炭酸ナトリウム溶液で中和する。指示薬として2%クロム酸カリウム溶液を1ml加え、0.1mol/L硝酸銀溶液で10ml容褐色ビュレットを用いて滴定する。液の色が微橙色になる点を終点とする。空試験については、試料溶液の代わりに水10mlを用いて同様に滴定する。この場合において、空試験において、1滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、その滴定値は0mlとする。

(2) 計算

ア 電位差滴定法

$$\text{食塩分 (\%)} = \frac{\{(T - B) / 1000\} \times A \times F \times M \times (1/W) \times 100}{1}$$

イ モール法

$$\text{食塩分 (\%)} = \frac{\{(T - B) / 1000\} \times A \times F \times M \times (50/10) \times (1/W) \times 100}{1}$$

T : 試験溶液の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (ml)

B : 空試験の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (ml)

A : 滴定に用いた硝酸銀溶液の濃度 (mol/L)

F : 硝酸銀溶液のファクター

M : 58.44 (塩化ナトリウムの式量)

W : 試料採取量 (g)

注1 : 試験に用いる水は、イオン交換法によつて精製したもの又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によつて精製したもので、日本工業規格K8008 (1992) に規定するA2以上の品質を有するものとする。

注2 : 試験に用いる試薬及び試液は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。試験に用いるろ紙は日本工業規格P3801 (1995) に規定する定性分析用2種に該当するものとする。

注3 : 試験に用いる全量ピペット、全量フラスコ及びビュレットは、日本工業規格R3505 (1994) に規定するクラスA又は同等以上のものとする。

注4 : 電位差滴定装置は10ml以上のビュレット容量を持つものとする。電極は、塩化物測定に適した指示電極 (銀電極等) 及び参照電極、又はこれらの複合型電極を用いる。

注5 : 1%ツィーン20溶液の代わりに、電位差滴定装置に適したアニオン界面活性剤を含む溶液を使用することができる。

3 無塩可溶性固形分の算出

	$\text{無塩可溶性固形分 (\%)} = \text{可溶性固形分 (\%)} - \text{食塩分 (\%)} $		
食 塩 分	無塩可溶性固形分の測定方法 2 と同じ。	食 塩 分	無塩可溶性固形分の測定方法(2)と同じ。